

## 仙台市若林区自走式芝刈機貸出要領

(令和元年5月8日若林区建設部公園課長決裁)

### (目的)

第1条 この要領は、仙台市若林区内の公園用地の草刈作業に対し、自走式芝刈機を貸出すことによって、区内の生活環境を良好に保ち、もって市民と行政との協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

### (貸出品)

第2条 貸出対象とするのは、若林区建設部公園課（以下公園課という。）が保有する自走式芝刈機（以下「貸出品」という。）

### (貸出対象者)

第3条 貸出品を借受けることができる者は、仙台市若林区内の公園愛護協力会（以下「対象団体」という。）とする。

### (貸出基準)

第4条 1回の貸出日数は、原則5日までとする。

- 2 1回の貸出台数は、自走式芝刈機2台を限度とする。
- 3 貸出品の運搬は対象団体が行うこととする。
- 4 貸出品の貸出及び返却は、開庁日の執務時間内に公園課で行うものとする。
- 5 前各項の規定にかかわらず、公園課長は、保守点検等のため必要と認めた時は、貸出しを中止することができる。

### (貸出手続)

第5条 貸出品の借受けを希望する対象団体は、貸出品を使用する日（開庁日の場合は直前の開庁日）までに、自走式芝刈機貸出申込書（別記様式第1号）を公園課長に提出しなければならない。

- 2 貸出は、申込みの先着順とする。
- 3 貸出品を借受けた対象団体（以下「借受団体」という。）は、草刈作業が終了したときは、速やかに除草作業終了届（別記様式第2号）を公園課に提出するものとする。

### (禁止事項)

第6条 借受団体は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 貸出品を、若林区区内の公園用地の草刈作業以外の用途に使用すること
  - (2) 貸出品を第三者に譲渡又は転貸すること
  - (3) 貸出品を変造すること
  - (4) 貸出品を利用して処理請負等の事業を行うこと
- 2 区長は、借受団体が前項各号に掲げる禁止事項に違反した場合は、貸出しを中止することができる。

3 前項の規定による貸出しの中止に伴い、借受団体に損害等が生じても、公園課長はその賠償の責めを負わない。

(遵守事項)

第7条 借受団体は、貸出品の使用及び保管にあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

ない。

- (1) 常に貸出品を善良な管理者の注意をもって使用し、保管すること
- (2) 作業実施の際は、歩行者等周囲の安全確保に十分配慮すること
- (3) 貸出品使用中は、機械を破損又は汚損しないよう十分に注意し、使用後は清掃を行い、汚れ等を落とすこと
- (4) 貸出品使用中、機械に異常を感じたら、直ちに使用を中止して公園課まで連絡し、その指示に従うこと

(賠償責任)

第8条 借受団体の故意又は過失により、貸出品を故障又は破損させた場合は、速やかに公園課に連絡し、公園課は故障又は破損の修理を行う。この場合、修理に要した費用等の負担については公園課と借受団体との協議による。

2 貸出品の貸出中に生じた事故、第三者に与えた損害等については、借受団体が一切の責任を負うものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は公園課長が別に定める。

附則

この要領は、令和元年5月14日より施行する。